

地域少子化対策重点推進交付金

〔令和 7 年度 Q & A 〕

1 交付金共通

Q1-1 他の国の交付金や補助金を併用できるか。

A 併用できない。

なお、低所得、失業、被災等の特別な状況については、留意点等 1（3）を参照されたい。

Q1-2 自治体の交付金や補助金を併用できるか。

A 併用できない。

ただし、それぞれの対象となる事業内容を整理することができ、交付金や補助金の二重取りにならないのであれば、併用しても差し支えない。

Q1-3 交付決定前に事業を開始できるか。

A 開始できない。

ただし、内示があった場合は、交付決定前に事業を開始しても差し支えない。また、支出負担行為に当たらないもの（例：入札公告）は、交付決定前に行っても差し支えない。

Q1-4 実施要領 3（1）及び 3（2）で、「交付決定後、速やかに公表すること」とされているが、具体的に何日以内か。

A 交付決定日から 2 週間以内を目途に公表されたい。

Q1-5 急遽やむを得ない事情により事業を変更又は中止する場合は、変更申請又は中止申請が必要か。

A それぞれの事情が異なると思われるので、こども家庭庁へ個別に相談されたい。

2 地域少子化対策重点推進事業（事業共通）

Q2-1 複数の自治体にまたがる事業を実施する場合は、代表する自治体に取りまとめて申請できるか。

A 各自治体から申請する必要がある。

なお、共通経費（例：合同開催イベントの会場使用料）を合理的に按分できない場合は、代表する自治体に取りまとめて申請しても差し支えないが、各自治体の基準額（交付要綱別添表 1）は調整しないので、代表する自治体は基準額の上限に留意されたい。

Q2-2 結婚支援センター会費、イベント等参加費、配付資料代などを徴収できるか。

A 徴収できる。

その際、「寄付金その他の収入額」として、本交付金の額の算出に反映させる必要があるので留意されたい。

Q2-3 実施要領 4（1）ウで、「自治体は、地域の実情・課題や今後の取組体制の構築等を勘案し、特段の事情がある場合には、補助事業（助成金、奨励金その他の金銭を給付する事業を含む。以下同じ。）により実施することができる」とされているが、特段の事情がある場合に当たるものは何か。

A 次のような場合などを想定している。

- 過疎地域などで自治体の実施主体となることが難しく、適当な委託先もないため、担い手を発掘する
- 住民活動を育成する
- 複数の企業・団体・学校等の連携を促進する
- 実質的に委託であるが、相手が公的機関などで形式的に補助とする

Q2-4 実施要領 6（1）オ（ア）で、「職員の人件費（事業に伴う会計年度任用職員の人件費を除く。）は、対象としないこと」とされているが、この会計年度任用職員は、地域少子化対策重点推進事業に伴わない業務を兼任できるか。

A 専任が望ましいが、兼任としても差し支えない。

なお、兼任する場合の人件費については、地域少子化対策重点推進事業に伴う額のみを合理的に按分して計上されたい。

Q2-5 イベント等開催時のスタッフ人件費は、対象となるか。

A 職員を充てるのであれば、対象となる。

Q2-6 職員の旅費は、対象となるか。

A 視察を除き対象となる。

Q2-7 実施要領6(1)オ(エ)で、「個人への金銭給付などによる個人の負担を直接的に軽減する事業に要する経費は、対象としないこと」とされているが、イベント等参加者に無料又は低額で飲食物、物品、体験などを提供するための費用は、対象となるか。

A 対象としない。

ただし、特定の者が参加するイベント等（例：婚活イベント）で提供する場合は、その目的や額などに応じてイベント等開催費の一部とみなせるものであれば、酒類や金券を除き対象としても差し支えない。

Q2-8 イベント等参加者に会場までの交通費を支給するための費用は、対象となるか。

A 対象としない。

ただし、離島における特定の者が参加するイベント等で支給する場合は、その目的や額などに応じてイベント等開催費の一部とみなせるものであれば、チケット等の現物支給に限り対象としても差し支えない。

3 地域少子化対策重点推進事業（ライフデザイン・結婚支援重点推進事業）

Q3-1 結婚支援センター事業を民間事業者へ委託できるか。

A 委託できる。

Q3-2 成婚記念品を提供するための費用は、対象となるか。

A 単に成婚記念品を提供する場合は、対象としない。

結婚支援センター事業などの一環として成婚記念品を提供する場合は、金券を除き対象としても差し支えない。

Q3-3 重点メニュー「結婚支援事業者との官民連携型結婚支援」について、結婚支援センター事業を民間事業者へ委託している場合は、当該センターが「民間の結婚支援事業者」に当たるか。

A 委託事業の実施主体はあくまで自治体であり、また、直営センターと委託センターで事業の補助率が異なるのは均衡に欠けることから、当たらないものとする。

Q3-4 重点メニュー「結婚支援事業者との官民連携型結婚支援」について、結婚支援事業者以外の民間事業者との連携は、対象となるか。

A 対象としない。

なお、一般メニューにおける官民連携については、結婚支援事業者に限られない。

4 地域少子化対策重点推進事業（結婚支援コンシェルジュ事業）

Q4-1 結婚支援コンシェルジュ事業を民間事業者へ委託できるか。

A 委託できる。

Q4-2 複数の結婚支援コンシェルジュを配置できるか。

A 配置できる。

Q4-3 結婚支援コンシェルジュの勤務形態に制限はあるか。

A 専任やフルタイムが望ましいが、兼任やパートタイムとしても差し支えない。

なお、兼任する場合の人件費については、結婚支援コンシェルジュ事業に伴う額のみを合理的に按分して計上されたい。

Q4-4 結婚支援コンシェルジュと結婚支援センター職員を兼任できるか。

A 専任が望ましいが、兼任としても差し支えない。

なお、兼任する場合の人件費については、各事業に伴う額を合理的に按分して計上されたい。

Q4-5 名刺などの職名を「結婚支援コンシェルジュ」とすることは必須か。

A 事業内容を逸脱したものでなければ、変更しても差し支えない。

5 地域少子化対策重点推進事業

(結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会づくり・気運醸成事業)

Q5-1 妊娠・出産、子育てに関する一般的な事業(例：妊婦検診、病児保育)を恒常的に実施することにより、住民の安心感を高めて気運醸成したい。この運営費は、対象となるか。

A 単に事業を実施するだけであれば、対象としない。
創意工夫により実際に気運醸成する内容を伴っていれば、対象となる。

Q5-2 妊娠・出産、子育てに関するシステムやアプリなどを導入することにより、利用者を増やして気運醸成したい。このデジタル化費用は、対象となるか。

A 単にデジタル化するだけであれば、対象としない。
創意工夫により実際に気運醸成する内容を伴っていれば、対象となる。

Q5-3 結婚応援パスポートや子育て支援パスポートなどで買い物が優待される事業を実施することにより、新婚世帯や子育て世帯を応援して気運醸成したい。例えば「事業広報費」「パスポート印刷費」「優待のための原資」は、対象となるか。

A 「事業広報費」「パスポート印刷費」は、対象となる。
「優待のための原資」は、個人の負担を直接的に軽減する事業に要する経費に当たるため、対象としない。

Q5-4 気運醸成に関する写真コンテストや作文コンテストなどで賞品を提供するための費用は、対象となるか。

A 金券を除き対象としても差し支えない。

6 結婚新生活支援事業（事業共通）

Q6-1 実施要領別記2第2の1（1）ア（ア）で、「婚姻日」を「婚姻届を提出した又は受理された日」と定義しているのはなぜか。

A 通常は「提出した日＝受理された日＝婚姻日」になると思われるが、「提出した日≠受理された日＝婚姻日」となった場合は、提出した日を婚姻日とみなすことを可能とするためである。

Q6-2 実施要領別記2第2の1（2）アで、「新規に婚姻した世帯」を「交付決定年度の前年度1月1日以降で、結婚新生活支援事業を実施する自治体が定める日から…」と定義しているのはなぜか。

A 年度末近く（1月1日～3月31日）に婚姻した場合は、翌年度に申請することを可能とするためである。

なお、「自治体が定める日」の規定漏れがないよう留意されたい。

Q6-3 実施要領別記2第2の1（2）アで、「過去に結婚新生活支援事業による補助を受給したことがある場合（他の自治体で補助を受給したことがある場合を含む。）は、補助の対象としない」とされているが、交付決定年度内に同一世帯から複数回の申請があった場合（例：2回目の引越）は、対象となるか。

A 補助上限額内であれば、対象としても差し支えない。

Q6-4 実施要領別記2第2の1（2）ア（イ）に、「合計所得金額を明らかにすることが出来る自治体の証明書等」とあるが、具体的に何か。

A 所得証明書や課税証明書などを想定している。

Q6-5 4～5月頃の申請では、所得証明書に記載されている所得は前々年のものであるが、6月以降に前年の所得について再確認が必要か。

A 省略しても差し支えない。

Q6-6 4月に申請があり、所得証明書に記載されていた前々年の所得は500万円未満のため交付決定したが、6月に再確認したところ、前年の所得は500万円以上であった。どうすればよいか。

A 引き続き対象としても差し支えない。

Q6-7 実施要領別記2第2の1(2)ア(イ)に、「貸与型奨学金の年間返済額」とあるが、具体的な集計期間はいつか。

A 「合計所得金額を明らかにすることができる自治体の証明書等」の集計期間と同一期間を想定している。

Q6-8 「技能者育成資金融資制度」を貸与型奨学金とみなしてよいか。

A みなしてよい。

〔参考〕厚生労働省「技能者育成資金融資制度のご案内」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/shokugyounouryoku/training_work/gijyutsusya.html

Q6-9 実施要領別記2第4(1)で、「対象となる費用、世帯及び補助上限額は、自治体が独自に追加又は限定することができる」とされているが、具体的に何ができるか。

A 例えば「家具購入費用を対象とする」「婚姻日における年齢を49歳以下とする」「世帯の所得を400万円未満とする」「補助上限額を20万円とする」などができる。

ただし、追加することに要する経費は、本交付金の対象経費支出予定額／対象経費支出額には含めない。

Q6-10 年度末に補助上限額に達していない場合は、どうすればよいか。

A 交付決定年度末であれば、継続補助とすることで、翌年度も対象となる。

継続補助とした翌年度末であれば、更に継続補助とすることはできず、翌々年度は対象としない。

Q6-11 継続補助の対象となる世帯について、要件の再確認が必要か。

A 省略しても差し支えない。

Q6-12 夫婦の年齢が交付決定年度29歳・翌年度30歳である場合は、翌年度に継続補助の基とする補助上限額は60万円・30万円のどちらか。

A 60万円とする。

Q6-13 夫婦の年齢が交付決定年度39歳・翌年度40歳である場合は、翌年度に継続補助の対象となるか。

A 引き続き対象としても差し支えない。

Q6-14 世帯の所得が交付決定年度に確認したときは 500 万円未満・翌年度に確認したときは 500 万円以上である場合は、翌年度に継続補助の対象となるか。

A 引き続き対象としても差し支えない。

Q6-15 今年度に婚姻したが、住宅の取得日、リフォーム日若しくは賃借日又は引越日が翌年度になってしまう場合は、どうすればよいか。

A 今年度に現住所で補助を決定して継続補助とすれば、翌年度に新住所で対象としても差し支えない。

その際、今年度の受給実績が 0 円となっても差し支えない。また、Q6-11 にかかわらず、翌年度に実施要領別記 2 第 2 の 1 (1) ア又はイの要件を確認されたい。

なお、受給実績が 0 円では補助を決定できない自治体においては、翌年度に申請できる資格を有する者であることの認定としても差し支えない。また、Q6-2 のとおり、年度末近く (1 月 1 日～3 月 31 日) に婚姻した場合は、翌年度に申請することを可能とする方法もある。

Q6-16 Q6-15 における現住所が他の自治体である場合は、どうすればよいか。

A 現住所が他の自治体である者に補助を決定することは想定していないが、Q6-15 の場合は、自治体の判断で当該者に補助を決定しても差し支えない。

Q6-17 現金以外 (例：地域通貨、電子マネー、ポイント) により給付できるか。

A 給付できない。

なお、自治体の判断で現金以外により給付しても差し支えないが、本交付金の対象経費支出予定額／対象経費支出額には含めない。

Q6-18 再婚は、対象となるか。

A 夫婦の双方が過去に補助を受給していなければ、対象となる。

ただし、同一夫婦が離婚・再婚しており、その離婚日が再婚姻日から起算して 1 年以内である場合は、「新規に婚姻した世帯」に当たらないものとする。

Q6-19 別居婚は、対象となるか。

A 対象となるが、夫婦の一方の費用のみとする。

なお、夫婦の一方が他の自治体に居住しており、当該自治体で本交付金による補助を受給した場合は、対象としない。

Q6-20 事実婚及びパートナーシップ制度は、対象となるか。

A 対象としない。

なお、自治体の判断で対象としても差し支えないが、本交付金の対象経費支出予定額／対象経費支出額には含めない。

Q6-21 夫婦の双方が日本人であるが、外国方式の婚姻をしている場合は、対象となるか。

A 戸籍に婚姻の事実を記載していれば、対象となる。

その際、本交付金において「婚姻日」と位置づける日は、戸籍に「婚姻日」又は「証書提出日」として記載された日とする。

〔参考〕法務省「国際結婚、海外での出生等に関する戸籍Q & A」

<https://www.moj.go.jp/MINJI/minji15.html>

〔参考〕外務省「戸籍・国籍関係届の届出について」

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/todoke/koseki/index.html>

Q6-22 夫婦の一方が外国人である場合は、対象となるか。

A 日本方式の婚姻をしていれば、対象となる。

外国方式の婚姻をしている場合は、戸籍に婚姻の事実を記載していれば、対象となる。

Q6-23 夫婦の双方が外国人である場合は、対象となるか。

A 日本方式の婚姻をしていれば、対象となる。

7 結婚新生活支援事業（各費用）

Q7-1 住宅取得費用、住宅リフォーム費用及び住宅賃借費用並びに引越費用について、4つ全てを対象とすることが必須か。

A 自治体の判断で選択できる。

<住宅取得費用>

Q7-2 実施要領別記2第2の1（1）ア（ア）dに、「取得日」とあるが、具体的にいつか。

A 鍵が引渡された日を想定している。

Q7-3 いわゆる建売住宅（住宅と土地のセット販売）の場合は、取得費用の全額が対象となるか。

A 住宅取得費用の相当額のみ対象とし、土地取得費用の相当額は対象としない。

Q7-4 親族が前の住宅所有者であった場合は、対象となるか。

A 対象となるが、補助を受給するための不自然な売買契約でないか留意されたい。

<住宅リフォーム費用>

Q7-5 実施要領別記2第2の1（1）ア（イ）dに、「リフォーム日」とあるが、具体的にいつか。

A リフォーム工事が完了した日を想定している。

Q7-6 実施要領別記2第2の1（1）ア（イ）eに、「設備更新」とあるが、エアコン、冷蔵庫、洗濯機などの家電製品の更新を含むか。

A 含めない。

なお、住宅と一体的になっているもの（例：天井埋込式エアコン）の可否は、自治体において判断されたい。

Q7-7 夫婦以外が住宅所有者であった場合は、対象となるか。

A 実際に夫婦が居住していれば、対象としても差し支えない。

ただし、賃貸借契約を結んでいるのであれば、賃貸人が負担すべき修繕費などは、対象としない。

Q7-8 自ら工事する・友人に手伝ってもらう等によりリフォームした場合は、その材料費などが対象となるか。

A 対象としない。

<住宅賃借費用>

Q7-9 実施要領別記2第2の1(1)ア(ウ)dに、「賃借日」とあるが、具体的にいつか。

A 賃貸借契約期間の初日を想定している。

Q7-10 住宅賃借費用の対象としないものは何か。

A 鍵交換や清掃の費用、賃貸保証料、火災保険料、更新料、水道光熱費、駐車場代などは、対象としない。

Q7-11 水道光熱費や駐車場代などの対象としないものが賃料と一体的になっている場合は、どうすればよいか。

A 対象としないものの相当額を確認することに努めた上で、やむを得ず当該相当額を切り分けることができなければ、一体的に対象としても差し支えない。

Q7-12 地域独自の商慣習がある場合は、どうすればよいか。

A 賃料、敷金、礼金、共益費及び仲介手数料に準ずるのであれば、対象としても差し支えない。

Q7-13 夫婦の一方が婚姻を機とせず又は婚姻日から起算して1年超前に賃借していた住宅に、婚姻を機に同居する場合は、対象となるか。

A 同居開始日以降の賃料及び共益費は、対象としても差し支えない。
なお、いつを同居開始日とするかは、自治体において判断されたい。

Q7-14 夫婦の一方が婚姻を機とせず又は婚姻日から起算して1年超前に賃借していた住宅に、婚姻を機とせず同居していた場合は、対象となるか。

A 婚姻日以降の賃料及び共益費は、対象としても差し支えない。

Q7-15 親族と同居する場合は、対象となるか。

A 夫婦の双方又は一方が契約及び支払いの当事者であれば、対象となる。

Q7-16 親族が賃貸人であった場合は、対象となるか。

A 対象となるが、補助を受給するための不自然な賃貸借契約でないか留意されたい。

Q7-17 翌年度4月分の賃料を交付決定年度3月に支払った場合は、対象となるか。

A 対象となる。

Q7-18 交付決定年度4月分の賃料を前年度3月に支払った場合は、対象となるか。

A 対象としない。

Q7-19 勤務先から住宅手当が支給されている場合で、次のような事例は、どうすればよいか。

- ・ 賃料は前月に支払う（例：4月分の賃料は3月に支払う）
- ・ 住宅手当は翌月に支給される

（例：4月分の賃料に対する住宅手当は5月に支給される）

A 交付決定年度末までの事業であることに鑑み、名目上の月ではなく、実際に賃料を支払った月と実際に住宅手当が支給された月を揃えて控除することを基本とするが、住宅手当は一定額であることが多いと思われるので、住宅手当の推計額を控除しても差し支えない。

（基本）3月に支払う4月分の賃料から、3月に支給される2月分の住宅手当を控除する。

（推計額）3月に支払う4月分の賃料から、4月分の賃料に対する住宅手当の推計額を控除する。

<引越費用>

Q7-20 実施要領別記2第2の1（1）イ（ウ）に、「引越日」とあるが、具体的にいつか。

A 引越荷物を運送した日を想定している。

Q7-21 旧居に加えて実家からも家具などを運送する場合は、対象となるか。

A 対象となる。

Q7-22 自ら運送する・友人に手伝ってもらう等により引越した場合は、そのレンタカー代や燃料代などが対象となるか。

A 対象としない。

Q7-23 旧居や新居を清掃したり、不用になった家具などを処分したりする費用は、対象となるか。

A 対象としない。

Q7-24 清掃費や不用品処分費が運送費と一体的になっている場合は、どうすればよいのか。

A 対象としないものの相当額を確認することに努めた上で、やむを得ず当該相当額を切り分けることができれば、一体的に対象としても差し支えない。

Q7-25 新たに購入した家具などを新居へ直接配送してもらう費用は、対象となるか。

A 対象としない。